記載内容に関する確認書

申請等に関する同意書

（育児休業給付用・女性版）

令和　　年　　月　　日

私は、下記の事業主が行う

記

　育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。

　雇用保険法施行規則第101条の30・第101条の33の規定による育児休業給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

事業所名称　　　国立大学法人　大分大学

事業主氏名　　　学長　北野　正剛

被保険者番号

被保険者氏名

被保険者住所（〒 ）

被保険者連絡先電話番号

　給付金振込口座は本学の給与振込口座と同じ口座を希望します。

※本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第143条の規定により本継続給付に係る完結の日から

４年間とします。

以上

出生後休業支援給付金に係る確認事項

（申請者が女性の場合）

①申請者の「一定の期間」の確認について

　産後休暇終了翌日から14日以上育児休業を取得している

　子が養子であり、下記の期間中に14日以上の育児休業を取得している

子の出生日または予定日のどちらか早い日　＜ 　　　　　＞から

子の出生日または予定日のどちらか遅い日の8週間を経過する日の翌日＜ 　　　　　 ＞まで

（例）遅い日が4月1日の場合、「8週間を経過する日の翌日」は5月27日になります（56日後）

②配偶者の育児休業状況について

　配偶者が一定の期間中に通算14日以上育児休業を取得している

子の出生日または予定日のどちらか早い日　＜ 　　　　　＞から

子の出生日または予定日のどちらか遅い日の8週間を経過する日の翌日＜ 　　　　　 ＞まで

（例）遅い日が4月1日の場合、「8週間を経過する日の翌日」は5月27日になります（56日後）

　配偶者の育児休業を要件としない場合に該当している

配偶者がいない、配偶者が個人事業主であるなど様々なケースがあるので、詳細や必要書類については、以下の資料をご確認ください。

支給要件フローチャート：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf#page=17>

必要書類：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf#page=22>

③配偶者の雇用保険の加入状況について

　配偶者は雇用保険の被保険者である

　　　　雇用保険被保険者番号（4桁-6桁-1桁）　 　　　　　　-　 　　　　　　　　-

（必要書類）・世帯全員の住民票（続柄あり）の写し（マイナンバーの記載がないもの）

　配偶者は公務員等で雇用保険の被保険者ではない

（必要書類）・配偶者の育児休業期間がわかる任命権者からの通知書の写し

または、共済組合からの手当金等の支給決定通知書の写しなど

　　　　 　　・世帯全員の住民票（続柄あり）の写し（マイナンバーの記載がないもの）

出生後休業支援給付金は育児休業給付金と同時申請します。要件を満たすかどうかは、ハローワークにて審査されます。結果については、申請後にお送りします「支給決定通知書」にてご確認ください。